

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策福祉総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究
－諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性－

知的障害者にも「生活の自律」を可能とする自立支援制度のために
－アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえた制度提言－

分担研究者 岡部耕典（早稲田大学文学学術院 准教授）

研究要旨

平成 20 年度は、重度知的／発達障害者におけるパーソナルアシスタントの利用を中心とした地域自立生活支援の在り方についてアメリカ・カリフォルニア州における先駆的取組みに対する調査研究を行った。平成 21 年度は、その成果を発展的に継承しさらに社会福祉基礎構造改革による福祉サービスの利用制度化とその延長にある障害者自立支援法の支給決定システムを批判的に再検討しうる参照枠組みを得るために、アメリカ・カリフォルニア州における知的／発達障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定の実際について研究を行った。

最終年にあたる本年度は、平成 20 年度及び平成 21 年度の研究成果を踏まえ、日本においても知的障害者の「生活の自律」を可能とする自立支援を制度化するための政策提言をまとめる。

障害者権利条約の要請に応え、知的障害者にも重度訪問介護等の「生活の自律」を前提とする自立支援の制度化が求められている。本論を通じて、ポスト障害者自立支援法の議論において、障害者権利条約の批准を前提として必要となる知的障害者の自立支援制度の在り方を提起したい。

A. 研究目的

アメリカ・カリフォルニア州における知的／発達障害者の「生活の自律」を前提とする支援・政策・支給決定の実際についての研究成果を踏まえ、日本においても知的障害者の「生活の自律」を前提とする自立支援を制度化するための政策提言をまとめる。

B. 研究方法

初年度及び次年度の研究成果を踏まえ、現行制度に関する資料サーベイを中心とする研究を行う。

（倫理面への配慮）

本研究は人を対象とする調査等を含むものではないが、実施にあたっては日本社会福祉学会研究倫理指針に則り遺漏のないように努めた。

C. 研究成果と考察

アメリカ・カリフォルニア州における知的／発達障害者の「生活の自律」を前提とする支援・政策・支給決定の実際についての研究成果のまとめ及び日本においても知的障害者の「生活の自律」を前提とする自立支援を制度化するための政策提言の検討を通じて、

障害者権利条約の批准を前提とするポスト障害者自立支援法の議論において求められる知的障害者の自立支援制度の在り方について具体的な政策提言をおこなった。

D. 結論

日本において、知的障害者にも「生活の自律」を可能とするためには、カリフォルニア州の制度との対比を踏まえつつ、パーソナルアシスタンスの給付と予算の確保に対する公的責任の明確化及び障害程度区分の廃止と協議調整モデルの採用を前提とする支給決定システムへの転換を図る必要がある。

さらに、重度訪問介護という現行制度における実質的パーソナルアシスタンス制度の対象範囲の拡大と提供する便宜の内容の見直しを行い、知的障害者が親元でも入所施設でもケアホームでもなく暮らす「生活の自律」を可能とするための支援のしくみとして活用可能とする必要がある。

E. 研究の政策的含意

障害者権利条約の批准を前提としてポスト障害者自立支援法に求められる知的障害者の自立支援制度の在り方について提起することができた。

F. 研究発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし